

好循環サイクル促進パワーアップ設備導入支援事業費補助金実施要領

(通則)

第1条 好循環サイクル促進パワーアップ設備導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）及び秋田県産業労働部商工業振興課関係補助金等交付要綱（以下「補助金等交付要綱」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 輸送機産業における新規受注や取引拡大による県内サプライチェーンの強靱化に向けて、設備導入に対する支援を行い、県内輸送機産業の競争力強化を図る。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) Tier1企業 完成車メーカー（トヨタ自動車、日産自動車等）や航空機メーカー（ボーイング、エアバス等）、エンジンメーカー（GE、ロールスロイス等）と直接取引を行い、主要な部品を供給する企業をいう。

(2) 企業 営利の目的をもって事業を営む法人

(3) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（第4号の規定によるみなし大企業を除く。）に該当する企業をいう。

(4) みなし大企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している企業

ロ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している企業

ハ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める企業

ニ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をイからハに該当する企業が所有している企業

ホ イからハに該当する企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている企業

(5) 工場 機器、部品若しくは部材の製造又は加工を行う事業の用に供される建物及びその附属設備並びに構築物をいう。

(6) 研究所 機器、部品若しくは部材の製造又は加工に係る基礎研究、応用研究若しくは開発研究の用に供される建物及びその附属設備並びに構築物をいう。

(7) 工場等 工場、研究所及び事業所をいう。

(8) 既存立地企業 既に県内の工場等において、事業を行っている企業をいう。

(9) 生産設備 機器、部品若しくは部材の製造又は加工を行う事業の用に供される機械、装置、工具、器具及び備品並びにソフトウェアをいう。

- (10) 投下固定資産額 事業の用に供する固定資産（法人税法施行令（昭和40年3月31日政令第97号）第13条第3号、第7号及び第8号（ソフトウェアに限る。）に掲げる減価償却資産をいう。）の取得価額の総額をいう。
- (11) 給与支給総額 役員又は従業員に支払う給料、賃金及び賞与のほか、給与所得とされる手当（残業手当、休日出勤手当、家族（扶養）手当、住宅手当等）の合計をいう。
- (12) 初任給 新たに常用雇用者となる者の給料をいう。
- (13) 1人当たりの生産額 付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計）を生産従事者数で除して得た額をいう。

（補助対象企業）

第4条 補助金の交付の対象となる企業は、中小企業（みなし大企業を除く。）であり、かつ、既存立地企業であって、次に掲げる要件を満たすほか、事業計画について知事から採択を受けなければならない。

- (1) 自動車及び航空機産業のTier1企業等との新規受注や取引拡大に繋がる取組であること。
- (2) 県内の工場等における給与支給総額及び初任給が、交付決定日の属する年度の翌年度から3年以上、年2.0%以上向上する事業計画を策定すること。また、既に補助金の交付を受けたことがある企業にあつては、前回の事業計画における給与支給総額及び初任給の水準からさらに年2.0%以上向上する事業計画を策定すること。
- (3) 県内の工場等における1人当たりの生産額が、交付決定日の属する年度の翌年度から3年以上、年3.0%以上向上する事業計画を策定すること。また、既に補助金の交付を受けたことがある企業にあつては、前回の事業計画における1人当たりの生産額の水準からさらに年3.0%以上向上する事業計画を策定すること。
- (4) 国税又は地方税の滞納（課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く。）がないこと。
- (5) 秋田県又は公的金融機関からの融資（間接融資を含む。）等を受け、その債務の履行を怠り又は滞っていないこと（県又は公的金融機関が認めた返済計画を立てているものを除く。）。
- (6) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。
- (7) 他の団体が実施する補助金等に同一の内容で採択を受けていないこと。

（採択の申請）

第5条 前条の規定による採択を受けようとする企業は、別に定める期間内に、好循環サイクル促進パワーアップ設備導入支援事業費補助金採択申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による採択申請書には、事業計画書（様式第2号）のほか、知事が必要と認める書類を添付するものとする。

（事前着手）

第6条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の着手は、交付決定日以降に行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急やむを得ない事情により交付決定日の前に着手する場合には、知事の承認を受けて行うことができる。

2 前項ただし書の規定による承認を受けようとする企業は、前条第1項の採択を申請する際に、好循環サイクル促進パワーアップ設備導入支援事業費補助金事前着手承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、事前着手の可否を好循環サイクル促進パワーアップ設備導入支援事業費補助金事前着手審査結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。

4 第1項ただし書の規定による着手に係る損失等については、知事は一切の責任を負わず、すべて当該着手に係る承認を受けようとする企業の責任であるものとする。

（事業計画の採択）

第7条 知事は、第5条第1項の規定により採択申請書の提出があったときは、採択を受けようとする企業が第4条各号に規定する要件に適合する場合であって、別に定める好循環サイクル促進パワーアップ設備導入支援事業費補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴いて適当と認められる場合は、好循環サイクル促進パワーアップ設備導入支援事業費補助金事業計画採択通知書（様式第5号）により事業計画を採択するものとし、採択されなかった企業に対しては、好循環サイクル促進パワーアップ設備導入支援事業費補助金採択審査結果通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により採択をする場合において、事業計画に一部修正を加え、又は条件を付すことができる。

（採択の取消）

第8条 知事は、前条第1項の規定により採択された企業（以下「採択事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、採択を取り消すことができる。

（1）事業計画を確実に実施することができないと認められるとき。

（2）前条第2項の規定による修正又は条件に違反したとき。

（3）偽りその他不正な手段により採択を受けたとき。

（補助対象経費及び補助金の額）

第9条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、第11条第2項の規定による補助金の交付決定の通知のあった日（以下「交付決定日」という。）から交付決定日の属する年度の2月末日までの投下固定資産額のうち、消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合算額）がある場合は、これを控除した額に3分の1を乗じて得た額以下とする。

- 2 補助金の額は、千円単位で算定し、千円に満たない場合は切り捨てる。
- 3 補助金の交付限度額は600万円とする。

(交付申請)

- 第10条 補助金の交付を受けようとする採択事業者は、第7条第1項の規定による事業計画の採択の通知を受けた後1ヶ月以内に、補助金等交付要綱第2第1項の規定による補助金等交付申請書(同要綱様式第1号)を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の交付申請書には、補助金等交付要綱第2第2項の規定による事業実施計画書(同要綱様式第2号)、収支予算書(同要綱様式第3号)のほか、知事が必要と認める書類を添付するものとする。

(交付決定)

- 第11条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があり、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により決定をしたときは、補助金等交付要綱第4の規定による補助金等交付決定通知書(同要綱様式第9号)により当該決定を受けた企業(以下「補助事業者」という。)に対し通知するものとする。

(交付の条件)

- 第12条 知事は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定するにあたっては、補助金等交付要綱第3の規定に加え、次に掲げる事項について条件を付すものとする。
- (1) 災害、倒産その他知事がやむを得ないと認める場合を除き、補助事業が完了した日以後5年以内に事業を中止し、又は廃止したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあること。
 - (2) 事業報告など補助事業に関し必要な報告を求められたときは、提出しなければならないこと。
 - (3) 法令その他の関係法規を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項。

(実施期間)

- 第13条 補助事業の実施期間は、交付決定日から補助事業が完了した日又は交付決定日から交付決定日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までとする。
- 2 第6条第1項ただし書の規定による承認を受け、交付決定日の前に補助事業に着手する場合には、前項の規定にかかわらず、補助事業の実施期間の始期は当該着手日とする。

(交付の決定の取消し)

- 第14条 知事は、財務規則第259条の規定によるほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補

助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (5) 災害、倒産その他知事がやむを得ないと認められる場合を除き、補助事業が完了した日以後5年以内に事業を中止又は廃止したとき。

(現地調査)

第15条 補助事業者は、知事から補助事業の進捗について説明等を求められたときは、資料を提供し、進捗について説明し、現地調査に応じなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了した日から15日以内又は交付決定日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに補助金等交付要綱第7第1項の規定による補助事業等実績報告書(同要綱様式第12号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による実績報告書には、補助金等交付要綱第7第2項の規定による事業実績書(同要綱様式第13号)、収支精算書(同要綱様式第14号)のほか、知事が必要と認める書類を添付するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による実績報告書の提出があった場合は、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者はその旨を通知するものとする。
- 4 前項の規定により確定した補助金の額が、第11条第2項の規定により通知した交付を決定した補助金の額と同額であるときは、同規定による通知は省略することができる。
- 5 知事は、第3項の規定により補助金の額を確定したときは、補助事業者に対して補助金の交付を請求させるものとする。

(採択の承継)

第17条 合併、譲渡、相続その他の事由により、補助事業者から補助事業を承継した者は、当該補助事業者の事業計画の採択を承継することができる。

- 2 前項の規定により、採択の承継を受けようとする者は、補助事業を承継した日から起算して30日を経過する日までに好循環サイクル促進パワーアップ設備導入支援事業費補助金採択承継申請書(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により承認する場合において、補助事業の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。
- 4 採択の承継に係る承認の通知は、好循環サイクル促進パワーアップ設備導入支援事業費補助金採択承継承認通知書(様式第8号)によるものとする。

(補則)

第18条 この要領の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月20日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。